

大久野島未来づくり実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、大久野島未来づくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、大久野島の利用及び保全に係る行政機関、民間事業者・団体等が集まり、関係者間で大久野島が抱える様々な課題の解決に向けて合意形成を図るとともに、大久野島のより良い未来づくりのために協力して取り組むことにより、大久野島の国立公園としての自然風景及び利用環境の保全向上並びに周辺地域を含む観光振興等につなげ、持続可能な地域の実現に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大久野島を訪れる際の共通のルールや方針の決定
- (2) 共通のルールや方針に基づいた取組の推進
- (3) 定期的なモニタリングの実施
- (4) 大久野島及び周辺地域の魅力の向上に関する事業

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる行政機関及び関係民間事業者・団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 実行委員会は、構成団体毎の一役職を委員として組織する。なお、構成団体が個人である場合は、当該個人を委員とする。

3 構成団体の追加、除名については、2者以上の委員の発議をもって実行委員会に付議し、決議する。

4 実行委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

5 構成団体は、その退会の1ヶ月前までに別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(役員を選任及び任期)

第5条 役員は委員の互選により選出する。

2 役員は任期は原則として、2年とする。ただし、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終の会計年度にかかる実行委員会の終結時が2年を超える場合は、当該終結時までを任期とすることができる。なお、再任は妨げない。

3 役員の任期中であっても、実行委員会の議決によって解任することができる。

(役員の任務)

第6条 委員長は実行委員会を代表し、その会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等がある時はその職務を代行する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、委員長の招集により必要に応じて開催する。

2 委員の過半数の者は、委員長に対し、会議に付議すべき事案を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、委員長は請求日から起算して30日以内に招集しなければならない。

4 実行委員会の会議は、第3条の事業に関する事、会の運営に関する事、その他必要な事項を協議する。

5 団体を代表する委員は、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。代理人が出席する場合は、原則として、当該代理人が委員の権限の一切について、委任を受けたものとみなす。

6 会議を欠席する構成団体は、委任状又は表決書面を提出することで、出席したものとみなす。それらの提出なく欠席した場合は、棄権したものとみなす。

7 会議の議決は、原則として全会一致とする。ただし、過半数に満たない棄権があった場合であって、出席者及び表決書提出者の全員の賛否が一致した場合は、全会一致とみなす。なお、議決権は委員毎に1票とする。

8 実行委員会には、必要に応じて、委員以外の有識者等を出席させ、その意見を聞くことができる。

9 会議出席者と相互に意思疎通が可能である等の条件が整う場合は、WEBでの出席を可とする。ただし、委員長から特段の要請があった場合は、この限りではない。

(事務局)

第8条 本会の事務局を環境省中国四国地方環境事務所及び竹原市産業振興課に置き、会の庶務を行う。

(部会)

第9条 第3条の事業の具体的・専門的事項の検討、協議、並びに活動を行うため、実行委員会の下に、部会を設置することができる。また、その必要が無くなれば、これを廃止することができる。

2 部会の設置及び廃止については、2者以上の委員による発議をもって実行委員会に付議し、決定する。

3 各部会に事務局を置き、会の庶務を行う。事務局は、部会の経過及び結果を実行委員会に報告する。

4 部会に属する会員は、実行委員会にて選任する。なお、第10条の大久野島未来づくりサポーターから希望者数名を任期一年間の会員として選任することができる。希望者多数の場合は抽選による。

5 部会には、委員長が会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(大久野島未来づくりサポーター制度)

第10条 第3条の事業に資するものを促進することを目的として、実行委員会が行う各種活動を支援する個人及び団体の参加を募るため、大久野島未来づくりサポーター制度（以下「サポーター」または「サポーター制度」という。）を設ける。

2 サポーター制度は実行委員会の事務局が管理・運営を行う。

3 サポーターは登録制とし、別に定める活動方針に基づき活動を行う。

(その他)

第11条 その他、この規約に定めるものの他、実行委員会の運営に関する必要な事項については、実行委員会の協議を経て委員長が別に定める。

2 前項のうち、軽微な事項については、実行委員会の了承を得て委員長が専決することができる。

3 実行委員会への加入金は無料とする。役員及び委員の報酬その他経費は、無償とする。

4 実行委員会の議事の記録は、原則として、録音記録による。録音記録は、事務局により全文反訳の上、出席委員の確認を経て作成する。ただし、委員長が全文反訳の必要がないと認める委員会の記録、録音機材の不具合等により録音されなかった委員会の記録は、要点記録による。要点記録は、事務局が要点を整理し、出席委員の確認を経て作成する。作成した議事の記録は、事務局から委員に電子媒体で共有する。開示請求は事務局（中国四国地方環境事務所）で受け付け、情報公開法第5条に基づき、処理する。

附則

この規約は、令和3年11月22日から施行する。

この規約は、令和6年3月14日から改正する。